

令和6年11月29日

那賀川河川事務所

## 河川協力団体の募集について ～那賀川、桑野川及び派川那賀川の 河川協力団体を募集します～

那賀川河川事務所では、河川協力団体制度に基づき、那賀川、桑野川及び派川那賀川で活動を行う河川協力団体を募集します。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、適正な審査の上、河川協力団体として指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

■ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する活動

■ 対象となる区間

那賀川（河口から約 17.5 kmの国管理区間）

桑野川及び派川那賀川（河口から約 9.2 kmの国管理区間）

■ 募集期間

令和6年12月 2日 から 令和6年12月20日 まで

■ 詳しくはこちらをご覧ください。ホームページ説明資料

<https://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/press-release/r6/r61129.kasenkyouryokudantaibosyuu.pdf>

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先（◎：主たる問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

TEL 0884（22）6592（管理課直通）

副所長（河川） なかやま 中山 雅登（内線 204）

◎管理課長 あさだ 浅田 聖一（内線 331）

# 河川協力団体制度の創設

## ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



### ③河川の管理に関する調査研究



### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



### ⑤上記に附帯する活動



## ■河川協力団体に指定されると

### ◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等\*について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

### 《委託の例》

#### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

#### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3  
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）